第五条の六中「会社法」の下に「第三百十四条（取締役等の説明義務）」を、「場合において」の下に「、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「監事」と」を、「場所」と」の下に「、同法第三百八十一条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「理事」と」を、「理事会」と」の下に「、同法第三百八十三条第二項中「第三百六十六条第一項ただし書」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条の六第六項において準用する第三百六十六条第一項ただし書」と」を加える。

第六条の二第二項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「権限」の下に「、第三百八十二条（取締役への報告義務）を」、「において」の下に「、これらの規定（同法第三百六十一条第一項第六号の規定を除く。）中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「清算をする信用協同組合等」と、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「清算人」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と」を、「清算人」との下に「、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役（第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）」とあるのは「清算人」と」を加え、「読み替える」を「、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三十六条の八第二項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第六十九条において準用する第八百五十条第二項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と読み替える」に改める。

第十二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第五条の五、第五条の六又は第六条の二第二項において準用する会社法第三百十四条の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

第十二条第一項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三を第七号とする。

（船主相互保険組合法の一部改正）

**第三十条**　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二各号」を加え、「第八百五十三条第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三条第一項各号」に改め、「、第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等」に改め、「、同法第五十三条及び第五十四条中「発起人、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人」と」及び「船主相互保険組合法第二十条において準用する」を削り、「責任」と、」を「責任」と、「総株主」とあるのは「総組合員」と、」に改め、「第八百四十七条第一項」の下に「（株主による責任追及等の訴え）」を加え、「同法第八百四十七条の四第二項中」を「同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中」に改め、「同法第八百四十八条」の下に「（訴えの管轄）」を加え、「第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに係る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中」に改め、「理事」と」の下に「、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」と、同法第八百四十九条の二（和解）中「株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」と」を、「第五十五条」と」の下に「、同法第八百五十三条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合員又は組合は、組合の発起人の責任を追及する訴え」と」を加える。

第三十三条第六項中「第七項まで」を「第八項まで」に、「組合」を「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」に、「船主相互保険組合法」を「同法」に、「同条第七項」を「「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（同法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第七項」に改める。

第三十八条の二第六項中「各監事」を「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）」に改める。

第四十条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「報酬等」の下に「並びに同法第二編第四章第十二節（第四百三十条の二第四項及び第五項を除く。）（補償契約及び役員等のために締結される保険契約）」を加え、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二各号」を加え、「第八百五十三条第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三条第一項各号」に改め、「、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等」を「、これらの規定（同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等」に、「第三百八十九条第四項」を「第三百六十一条第一項中「取締役」とあるのは「役員（船主相互保険組合法第三十五条第一項に規定する役員をいう。）」と、同項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「取締役」とあるのは「役員（同法第三十五条第一項に規定する役員をいう。）」と、同法第三百八十九条第四項中「前項の規定による定款の定めがある株式会社」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、同条第四項」に改め、「参事」と」の下に「、同項第二号中「電磁的記録を」とあるのは「電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）を」と、同条第五項中「子会社に」とあるのは「子会社（同法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）に」と、同法第四百三十条の二第一項（補償契約）中「役員等に」とあるのは「役員（同法第三十五条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。）に」と、「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「総会（同法第十三条第三項第十号に規定する総会をいう。次条第一項において同じ。）」と、同項各号及び同条第二項第二号中「役員等」とあるのは「役員」と、同号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「同法第三十八条の二第一項」と、同項第三号及び同条第三項中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七条第一項前段並びに第三十八条の二第二項及び第八項」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同法第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）中「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と、